

交通費助成金のご案内

【ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）をご利用の方】

対象者

葛飾区のベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）を利用している保護者

対象経費

ベビーシッター（サポーター）が対象者の児童を保育するため、居宅まで通うために要する交通費として、対象者が支払った額。

※病児保育、保育所等への送迎、家事サービス、一時預かり利用支援等の利用に伴って発生した交通費は助成の対象外です。

対象期間

葛飾区でアカウント発行の申請を受付けた日から利用約款第 11 条（利用の終了）に記載する事由による失効日まで。

助成額・助成方法

月額 20,000 円上限で、申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

提出書類

- ① 葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【交通費】
- ② 事業者が発行した領収書の写し（利用日及び交通費の支払いがわかるもの。領収書で利用日及び交通費が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）
- ③ 別紙利用内訳書
- ④ 支払金口座の通帳（キャッシュカード）の写し

申請期限等（令和 8 年度）

利用月	最終申請受付締切日	決定通知・振込時期	提出先
令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月 分まで	令和 9 年 4 月 12 日(月) 必着	5 月下旬頃決定通知 5 月下旬～6 月上旬 振込	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター利用支援事業担当 ※オンライン申請をおすすめします。 紙で申請する場合は、郵送又はご持参 ください。

※既に利用が終了している場合は、締切りに関わらず速やかに提出してください。

※領収書の発行情形等により締切りに間に合わない場合は、**事前に**子育て応援係にご相談ください。

注意事項

- ・オンライン申請の場合、裏面の二次元コードからご申請いただけます。
- ・郵送で申請する場合、申請書類は葛飾区ホームページ
[トップページ](#)>[子育て・教育](#)>[子育て](#)>[保育](#)>[ベビーシッター利用支援事業](#)>[添付ファイル](#)
からダウンロード又は葛飾区役所（401 子育て支援窓口）で受け取ってください。
- ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。
- ・領収書で交通費の支払いが明記されていない場合は、対象経費に含まれません。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

【交通費】オンライン申請フォーム



左の二次元コードからご申請いただけます。

- ひと月分毎にご申請いただきます。
(システム上、複数月分をまとめて1回で申請することができません。)
- 領収書及び口座確認資料のデータを添付してください。
- 「別紙利用内訳書」の内容をフォーム内で直接入力していただくため、添付ファイルとしてご提出いただく必要はありません。

<https://logoform.jp/f/kmTLR>

最後から2文字目は
小文字のL

＜問い合わせ先＞ 葛飾区 子育て応援課
子育て応援係ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03 (5654) 6357 (直通) 又は
03 (3695) 1111 内線 2542・2543